

令和3年第4回土浦市国民健康保険運営協議会 議事録

- 令和3年12月23日(木) 15:00開会
- 出席者 9名
- 傍聴人 1名
- 過半数の出席が得られたので、本会議が成立する。(土浦市国民健康保険規則第4条第5項)

市長

- ・市長挨拶
- ・諮問
土浦市国民健康保険税賦課方法の改正に関する事項
(1) 賦課方式の決定について
(2) 土浦市国民健康保険税率の改正について
(3) 負担軽減措置の必要性について
(4) 改正期日 令和4年度分から

会長

- ・会長挨拶
- ・議長は、岩井浩一会長が務める。(土浦市国民健康保険規則第4条第4項)
- ・議事録署名人は、議長により、宮崎委員、小田部委員が指名される。(土浦市国民健康保険規則第7条)

協議事項(1) 土浦市国民健康保険税賦課方法について

- 事務局説明: 別添資料に基づき説明

質疑

会長

事務局から説明がありましたが、内容が広い説明となっています。全体をを通して質問等がありましたらお願いします。

質問はありませんか。それでは、これから検討していく前に、確認しておきたいことがあります。

まず、市長からの話でも、来年度から2方式にしていくという趣旨の発言があり、県内のほとんどの市町村が2方式に変更すると思うが、2方式に変更するという前提で検討を進めてよいのでしょうか。

委員

はい。

会長

よろしいのでしょうか。それでは、そこは決定ということにします。

次に、試算1から試算3までは現状を踏まえて、財政調整基金の取り崩しなしで、平等割を除いたもの、所得割と均等割に上乗せしたもの、均等割に上乗せしたのですが質問はないのでしょうか。

よろしいでしょうか。次の試算からは財政調整基金の繰入による被保険者の負担軽減ということだが、こういう手続きをすることによって、事務局の説明にもあったが、現在、COVID-19（新型コロナウイルス）の影響により特に大変な時期なので、負担軽減を考えないといけないということだと思うが、基金の繰入を行ってよいかどうかの判断が必要になってくるが、いかがでしょうか。

委員 いいと思います。

会長 ありがとうございます。それでは、基金の繰入が前提ということで検討していきます。試算3に基金を繰入れた場合が、試算4、試算5、試算6となります。基金の繰入額が増えると、減税になる世帯が増えてくるが、試算4（1億円繰入）だとまだ増税になる世帯があり、試算5（2億円繰入）になると増税になる世帯が減ってきて減税になる世帯が増え、試算6（3億円繰入）だともう少し減税になる世帯が増えてくる。この中からどのシミュレーション結果を選択するかということになってきます。

もう一つとして、来年度は基金の繰入を行うが、毎年同様に繰入を続けていくと、11ページ、12ページの財政運営シミュレーションのように早く基金が無くなってしまいますので、この後どうするかという検討も必要になります。今年度は試算4から6で検討するが、事務局から次年度以降はあらためて社会情勢の変化を踏まえて再度検討をしていくという提案があったが、そういう方向でよろしいでしょうか。

委員 はい。

会長 ここまで了解していただいたということで、ありがとうございます。
さらに事務局の提案として、未就学児の均等割5割軽減の実施に伴う対象年齢の拡大を行うかということだが、他市町村では18歳以下まで拡大するところが多く、このあたりが妥当ではないかという提案だと思いますが、何かご意見はありますか。どなたか発言をお願いします。

委員 全体的な意見、感想を述べさせていただきます。県内で大部分の自治体が賦課方式を2方式にするということで、本市もいずれやらなければならないので早い方が良いということで2方式にするということは賛成です。

2方式にした場合の平等割の不足分をどのように上乗せするかについては、試算2、試算3、試算4とあるが、これだけでは1人世帯、2人世帯

は減税になるが、全体的には増税になってしまうので不安な面があります。財政調整基金の繰入によって、負担軽減の幅を広げていくということで、1億円、2億円、3億円というシミュレーションがあって、減税になる世帯が増えていくが、それでも増税になる世帯が残ってしまいます。均等割5割軽減の対象年齢の拡大を行うことによって多人数世帯もカバーできるようになり、試算9が一番良いということで十分納得できるところです。しかし、基金残高が19億円で3億円ずつ繰入すると6年で底をつくので、どこで歯止めをかけるかというのは毎年検討していくしかないと思います。今回減税する理由としては、コロナ禍の中であり、市長の公約に子育てを充実させたいということがあるので、多人数世帯にも広く減額があるのは非常に良いことではあると思います。

それを今後どうしていくのか、一度下げたものを次に上げるのは大変な作業であり、去年下げたのにまたすぐ戻すのかという議論が出てくるので、運営協議会の中で議論して上げるタイミングを考えていくのが私たちの重要な職責になっていくと感じています。

コロナ禍で全体的に疲弊している中では、健康保険税が下がるというのは市民に歓迎されることだと思うので、今回の提案には異存なしです。ただ、将来的なことを考えていくので、検討を重ねていく必要があるという意見です。

会長

ありがとうございます。

今の意見のとおり、今回は減額されたということで多くの市民の方も受け入れていただけたと思うが、その後また戻すときのタイミングが非常に難しいということは、議員経験が長い方だと実感している訳ですね。かなり切実な部分だと思われるので、来年度以降検討が必要になるということだと思います。

他にいかがでしょうか。

委員

私も今の意見に賛成です。また、市民の方への周知ということで、広報紙で周知しておりますが、分かりやすく丁寧をお願いしたいと思います。基金繰入が毎年継続すると思われて期待を持たせてしまうということも考えられるので、丁寧に説明していただくようお願いします。要望です。

会長

事務局はいかがですか。

事務局

ご意見ありがとうございます。

委員の皆様がおっしゃるとおり、このままずっと行けばいいのですが、基金も限られたものなので、その年度の決算剰余金があれば積立ができるということも想定されるが、先ほどの事務局からの説明のとおり、来年度から国保から後期高齢者へ移る方が多く、税収が下がり、半面、一人当たりの医療費は増加傾向でだんだん厳しくなってくる状況です。基金は減る一方になっていくのでご心配をいただいております、これを継続することは不可能です。

もう一つ不安なのは、県に納める納付金の金額が全く安定していない状況で、県でも先が見込めないという話があり、納付金を払うための主な財源になるのが国保税なので、これ以上減らすことはできないと思います。諸々の社会情勢を加味しながら、極端な増税にならないようになるべくならかに上げていく形を取れば良いと思っています。

広報紙等での市民への周知という部分では、今まで積立てた財政調整基金を活用してこれだけ増税を抑えているということを前面に出していかないで下がった税額で当然だと思われてしまいます。今後は上げていく一方になることも想定されるので、事務局で工夫して理解を求めていきたいと考えています。改めてその周知方法等もこの協議会の中で意見をいただきながら進めて行ければ良いと考えています。

会長 事務局の話はよろしいでしょうか。

委員 健康保険組合の立場から意見させていただきます。

今お話がありました、2022年から団塊の世代が後期高齢者へ移行するため、健保組合から後期高齢者医療への納付金が年率で4%ずつ4年間継続して上がり続けるという前提で、その納付金を捻出するために保険料率をどのタイミングで上げるかという状況です。下がることは全く念頭にない中で、国保が下がるというのはどうしても違和感を感じてしまう。被用者保険と国保の整合性ですが、お金を皆で集めて分け合ってやることです、負担が減るということは極めてイレギュラーだということをお勧めに考えていただきたいということをお願いします。

会長 ありがとうございます。非常に特例的な措置ということ、理解できるようにしたいと思います。

他にいかがでしょうか。

そうしますと、意見の集約として、財政調整基金の繰入をして更に均等割5割軽減の対象年齢の18歳以下まで拡大を実施すると、試算4（1億円繰入）、試算5（2億円繰入）、試算6（3億円繰入）に均等割5割軽減

の対象拡大をしたものが、試算7、試算8、試算9と3パターン提示されている。基本的には、この中でベストは難しいと思うが、どれが一番ベターかという選択になるのではないかと考えています。

いかがでしょうか。どなたかご意見がありましたら発言をお願いします。

委員

財政調整基金から3億円の繰入を諮問してきたのは市長で、国保税は常識的に上がって当然の税科目だと思うが、単年度になるかどこまで続くか分からないが、減額することを諮問してきたということは、それを市長が決断されたということでしょう。今までは、財政調整基金を取り崩すという決断はなかなかできず、過去には法定外繰入を増やしてもらうのにも苦勞していた記憶がある。財政調整基金を取り崩しての繰入としてきたということは、コロナ禍を考えてのこともあるので、事務局案には「県への納付金額や社会情勢等により、毎年度、賦課内容の検討を行っていくこととする」とある。社会情勢を鑑みて今回は下げたという説明を市民によくしておかないと、先ほど被用者保険代表の委員からの意見、正に正当な意見で、他の所は下げないのになぜ国保だけ下げるのかということがある。周知の時に丁寧に説明を加えて理解していただかないと、土浦市民の全員が国保という訳ではないので、配慮をしていただきたいということで意見させていただきます。

会長

ありがとうございます。その他いかがでしょうか。

そうしましたら、事務局案ではこの中で試算9が妥当であると考えているということですが、いかがでしょうか。今回については、皆さんの意見をまとめると試算9ということになるかと思われますので、この場で決定してよろしいでしょうか。

委員

はい。

会長

ありがとうございます。

それでは、今後のスケジュールについて事務局からお願いします。

事務局

本日示したシミュレーションについては、納付金は県の仮算定額であり、1月中旬に本算定額が出てくるが、金額が全く読めない状況です。仮算定と同額であれば本日示したシミュレーションの税率・税額で答申の事務局案を作りたいと思うが、本算定額が上がった場合は均等割等に影響が出てくる可能性もあるので、事務局としては、今後のスケジュール

ルを鑑みて、本日決定していただく部分については、財政調整基金からの繰入金を3億円としたうえで、均等割の5割軽減を高校生相当の18歳以下まで実施するという2点を決定とさせていただきたい。また、本算定が出て若干修正等が必要になった場合、答申の内容については、会長へ一任ということにさせていただいて、会長と事務局で本算定額に基づいて今日の決定事項を盛り込んだ内容として、答申書を作成し、日程調整したうえで、会長から市長へ渡していただくという方法が委員の皆様の負担が少ないと思われます。会長から委員の皆様に諮っていただいて一任するということであれば、今申し上げたスケジュールで進めさせていただきます。

会長 この後、県から納付金の本算定額が示されるが、金額が大きく変わることはないと思うので、今検討したことをベースに決定できるのではないかと考えています。微修正程度であれば事務局と会長に一任ということでもよろしいでしょうか。

委員 異議なし。

会長 よろしいでしょうか。それでは、そのような手続きで答申を進めていくということにさせていただきます。

事務局 答申の内容は、二方式への変更について協議、決定していただいたことに基づいて作成させていただきます。この会議の中で様々な意見をいただいているので、それも含めてと考えています。他の委員の方も答申書に盛り込んで欲しいという意見がありましたら、1月14日までに事務局へ連絡いただければ対応させていただきます。答申書は、1月25日を目安に作成し、会長から市長へお渡しいただいたうえで、各委員の皆様にはその写しを事務局から送付させていただきます。

会長 本日欠席の委員についても何か意見が出てくる可能性もあるわけですね。

事務局 欠席の委員の方には、本日の資料を送付させていただくので、同じように案内し、意見が出た場合は会長と相談して盛り込めるものは入れて作成したいと思います。

会長 この後は、運営協議会で検討するのは必要なしということでもよろしい

でしょうか。それでは、ご協力いただきまして答申していくということで進めていきたいと思えます。

報告事項（１）土浦市国民健康保険条例の一部改正について

○ 事務局説明：別添資料に基づき説明

質疑なし

その他

○ 事務局説明：今後のスケジュールについて説明

16：10 終了